

## 議会制度検討特別委員会・議事進捗状況

平成25年2月8日（金）午前10時開会 議会棟第1委員会室

出席委員：13名 傍聴者：8名

### 1. 予算決算委員会及び会期中の常任委員会実施に関する評価・検討について（報告）

#### ①議案書の構成について

- ・ 前回の委員会において合意した資料提供について、総合政策部長に対し依頼したことを報告した。

### 2. （議長提案）議会による政策評価及び事業評価（持ち帰り分）

#### ①議会への提示資料

- ・ 前回配布し、持ち帰り検討することとなった「平成25年度歳出予算説明調書フォーマット」に関し、特に意見は出されなかった。
- ・ 3月の定例会に提出される予定であることを報告した。

### 3. 『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて（持ち帰り分）

#### ①最終案について

- ・ 前回持ち帰りとなった以下の3点について、検討結果の報告を頂き検討した。
  - (1) 「第3条1項8号条文中『住民自治組織を除く』文言の削除是非」について
    - ※ 削除すべきという意見は提案者以外にはなかった。
  - (2) 「第4条1項条文中『配偶者若しくは2親等以内の親族』の文言の削除の是非」について
    - ※ 委員より意見書が出され説明が行われた。
    - ※ 他の委員から府中市の裁判結果を待つべきとの意見が出された。
  - (3) 「各条文中の文言『市民』を具体的に定義付けすることの是非」について
    - ※ 『市民』を『住民』に限定すべきとの意見は提案者以外にはなかった。以上3点の検討協議をもって討議を終結した。
- ・ 次に討論を行い、賛成と反対の双方の意見が出され討論は終結した。
- ・ 討論の内容は以下の通り。
  - (i) 最終案については了承するが、本日でも3点にわたる議論もあり議員の活動に関することなので、できる限り合意をすることが大事と考え、採決を急ぐことはないとの意見が出された。
  - (ii) 一昨年9月からの議論の過程から、採決を延ばす意味はなく、議員任期をふまえて一定の結論を出すべきであるとの意見が出された。
  - (iii) 第4条第1項について、違憲のおそれがあるため反対との意見が出された。

#### ②討論を終結し、本委員会案についての採決を行った。

- ・ 採決の結果、委員長を除く12名の委員のうち8名の賛成多数により、とりまとめ最終案のとおりとすべきと決定した。なお、本案は、3月定例会で委員会提案として上程する。

#### ③奈良市議会議員の政治倫理条例施行規程の全部改正について

- ・ 各様式等、条例改正後の運用上必要な事項を定めるための「施行規程」の全部改正について、事務局素案を提示し、持ち帰り検討することとした。

### 4. 「議会基本条例」について（持ち帰り分）

#### ①パブリックコメント（報告）

- ・ 「奈良市議会基本条例の制定について（素案）」に対する御意見募集の結果に対し、前回の委員会で決定した通り「市議会の考え方」を加筆し、1月31日にホームページに公開したことを報告した。

#### ②最終案について

- ・ 前回持ち帰りとなった以下の3点について、検討結果の報告を頂き検討した。

(1) 「第16条、反問権の条文化の是非」について

※ 議員側と市長側との情報量の格差、他市事例のさらなる検討を理由に慎重とすべきとの意見が出された。

(2) 「第23条、議員間討議の条文化の内容」について

※ さらに慎重な議論が必要であるとの意見が出された。

(3) 「各条文中の文言『市民』を具体的に定義付けすることの是非」について

※ 『市民』を『住民』に限定すべきとの意見は提案者以外にはなかった。

以上3点の検討協議をもって討議を終結した。

・次に討論を行い、賛成と反対の双方の意見が出され討論は終結した。

討論の内容は以下の通り。

(i) 第16条の反問権、及び第23条の議員間討論については、より慎重に議論すべきと考え反対するという意見が出された。

(ii) 反問権、議員間討議も賛成する。さらに反論権まで認めてはと考える。市民の定義は規定すべきではないと考え反対である。よって最終案に賛成するとの意見が出された。

(iii) 反問権、議員間討議、市民の定義については慎重に扱うべきと考え反対であるとの意見が出された。

③討論を終結し、本委員会案についての採決を行った。

・採決の結果、委員長を除く12名の委員のうち7名の賛成多数により、とりまとめ最終案のとおりとすべきと決定した。なお、本案は、3月定例会で委員会提案として上程する。

④検討項目の抽出

・条例案が決定したことから、次回以降の本委員会で、条例中の具体的な検討課題の抽出を行うこととした。

## 5. 幹事長会の申し合わせ事項の改善について（持ち帰り分）

①前回配布した「これまでに決定した事項を反映した修正案」について、持ち帰って確認した結果について報告を頂いた。

・特に意見は出されなかった。

・修正案を幹事長会に報告することとした。

## 6. 議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について（持ち帰り分）

①前回配布した「これまでに決定した事項を反映した修正案」について、持ち帰って確認した結果について報告を頂いた。

・特に意見は出されなかった。

・修正案を議会運営委員会に報告することとした。

## 7. その他

○次回以降の日程について

①予備日程候補 平成25年2月22日（金曜日） 午後 2時～

「政治倫理審査会条例案」が2月18日の総務委員会で審査される予定であり、委員会案が確定すれば「奈良市議会議員の政治倫理に関する条例」改正案との整合性をとるための修正協議に絞って委員会を開催する。（委員会案が確定しない場合は開催しない。）

②第23回日程 平成25年4月 5日（金曜日） 午後 2時～

○3月定例会への中間報告について

・中間報告を3月定例会へ提出すること、及び内容については正副委員長に一任することです承された。

以上